

三井住友プリペイド法人会員規約

第1条（目的及び対象）

1. 本規約は、三井住友カード株式会社（以下「当社」という）が発行し本規約に従って第8条に定める加盟店で利用することが可能な前払式支払手段である法人会員（第2条で定義）用電子マネー型プリペイドカード（以下「本プリペイド」という）の利用方法等について定めるものです。
2. 第2条に基づく本規約等への同意は、本プリペイドと関連付けるすべてのログイン用ID（第5条第2項に定める専用Webサイトへのログイン用IDをいう）と関連付けられるすべての本プリペイド（当該同意時点で関連付けられている本プリペイド及びその後に関連付けられる本プリペイドを含む）についての同意となります。

第2条（法人会員）

当社に本規約、個人情報の取扱いに関する同意条項（三井住友プリペイド法人会員専用）及び三井住友プリペイドWebサービス利用特約（三井住友プリペイド法人会員専用）（以下総称して「本規約等」という）に同意のうえ、入会申込みをした法人または非法人たる団体（以下まとめて「法人」という）のうち、当社が適格と認めた法人を法人会員（以下「会員」という）とします。当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。

第3条（管理責任者、プリペイド担当者、プリペイド使用者）

1. 会員は、入会申込にあたり、会員の部課、事業所等組織の実情に即して本プリペイド利用状況等の管理を行う単位（以下「プリペイド利用単位」という）を指定し、プリペイド利用単位毎に1名の管理責任者を指定するものとします。なお、プリペイド利用単位を指定しない場合でも最低1名の管理責任者を指定するものとします。
2. 管理責任者は、原則として、プリペイド利用単位を管掌するまたは同単位に所属する役員、部長あるいは事業所長以上の役職者（臨時雇用、嘱託を除く）で当社が適当と認めた方とします。
3. 会員は、管理責任者に対し、本プリペイド利用単位について、本プリペイドの購入、チャージ、本プリペイドで利用可能な額（以下「利用可能残高」という）の合算、専用Webサイトの開設、ログイン用ID・パスワードの管理、三井住友プリペイドWebサービス利用特約第3条第1項に基づき当社が専用Webサイト上で提供する当社所定のサービス（以下「専用Webサイトサービス」という）の利用、電子メールアドレス等の当社への登録・変更届出、プリペイド担当者および使用者の指定・管理・変更、本プリペイドの失効申出、並びにこれらに付随する行為の権限を委任するものとします。
4. 管理責任者は、カード利用単位に所属する役員又は従業員（臨時雇用・嘱託を含む）の中から本プリペイドを社用に利用する方（第4条第1項で定める「使用者」を指す）を指定して本プリペイドを配布するものとします。なお、管理責任者は配布にあたり使用者本人に本規約および以下の各号に定める事項を告知するものとし、さらに当社が定める書面の内容を示し、理解させたうえで同意を得るものとします。

（1）本プリペイドの利用範囲及び利用方法

- (2) 本プリペイドの利用可能金額及び未使用残高の確認方法
 - (3) 本プリペイドの有効期限
 - (4) 本プリペイドの利用上の注意事項
 - (5) 本プリペイドには当社が定める規約があり、利用にあたり同意する必要があること
 - (6) 当社の本プリペイド発行者としての情報（商号及び連絡先）
 - (7) 本プリペイドに関する商品性、注意事項等
5. 管理責任者は、プリペイド利用単位に所属する役員又は従業員（臨時雇用・嘱託は除く）の中からプリペイド担当者を指定して、第3項の権限のうち、本プリペイドの購入、チャージ、利用可能残高の合算、専用 Web サイトの開設、ログイン用 ID・パスワードの管理、専用 Web サイトサービスの利用、使用者に対する本プリペイドの配布についての権限をプリペイド担当者に委任することができるものとします。プリペイド担当者の指定および権限委任の有無や有効性等およびそれらに起因する会員の損害について当社は一切責任を負いません。
 6. 会員、管理責任者およびプリペイド担当者は、本プリペイドに関して開設した専用 Web サイトにおいて当社が個人向けに販売している三井住友 VISA プリペイドを購入することはできないものとします。

第4条（使用者）

1. 管理責任者より本プリペイドを配布され、本プリペイドを正当に所持または利用する者を本プリペイドの使用者とします。
2. 使用者は本プリペイドを利用するためには、本規約等の最新版を確認の上、それらに同意する必要があります。
3. 使用者は、本規約に同意のうえ、カード原板裏面のご署名欄に自署するものとします。なお、使用者はカード原板裏面に署名をした場合、本規約の内容に承認したものとみなされることを承諾するものとします。

第5条（本プリペイド）

1. 本プリペイドは、利用可能残高の全部または一部を第8条に定める加盟店においてのみ利用することができます。
2. 本プリペイドの利用可能残高は、当社の運用サーバ内にて加算・減算の管理が行われます。管理責任者は、三井住友プリペイド Web サービス利用特約に従って専用 Web サイト（以下「専用 Web サイト」という）を開設することができます。専用 Web サイトへのログイン用 ID には、本プリペイドのみを関連づけることができます。専用 Web サイトへのログイン用 ID に関連づけられる本プリペイドの枚数には、当社所定の上限があります。
3. 前項の専用 Web サイトを開設した場合、管理責任者およびプリペイド担当者は、第15条1項で定める本人確認手続きを完了している場合は、本プリペイドに利用可能な金額を加算（以下「チャージ」という）することができます。
4. 管理責任者、プリペイド担当者および使用者は、第13条1項に定める方法で、権限を有する本プリペイドの利用可能残高を確認できます。

5. 会員が複数の専用 Web サイトを開設している場合、ある専用 Web サイトへのログイン用 ID を他の専用 Web サイトのログイン用 ID として使用することはできず、本プリペイドはいずれか1つのログイン用 ID とのみ関連づけることができます。専用 Web サイト上で購入した本プリペイドは当該専用 Web サイトのログイン用 ID に関連づけられます。本プリペイドと関連づけるログイン用 ID を他の専用 Web サイトのログイン用 ID に変更することはできません。本プリペイドと関連づけられたログイン用 ID 自体が変更された場合は、変更前のログイン用 ID の時の本プリペイドの利用履歴を含め、変更後のログイン用 ID の専用 Web サイトにおいて第13条第3項及び第4項に定める範囲で確認することができます。また、会員が複数のプリペイド利用単位を指定している場合、異なるプリペイド利用単位に属する本プリペイドを1つのログイン用 ID に関連づけることはできません。
6. 本プリペイドにおける利用可能残高の上限額、1回あたりの利用上限額は、当社 Web サイトでの表示その他当社所定の方法で表示します。

第6条（本プリペイドの有効期限）

1. 本プリペイドを利用できる有効期限（以下、単に「有効期限」という）は、カード原板表面及び専用 Web サイトでの表示等当社所定の方法で表示される月の末日までとします。なお有効期限までの一般的な期間は、当社 Web サイトでの表示その他当社所定の方法で表示します。
2. 本プリペイドは有効期限が過ぎた時点で失効するものとします。
3. 当社は有効期限満了により本プリペイドが失効した場合、本プリペイドの利用可能残高の払い戻しは行わず、既存プリペイド（以下、第14条に定める既存プリペイドをいう）の利用可能残高への合算はできないものとします。なお、本プリペイドの失効について会員に生じた不利益及び損害について当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 第2項の定めにかかわらず本プリペイドにおいて有効期限の1年前から有効期限到来月の前月25日までの期間に本プリペイドでのショッピングまたは本プリペイドへのチャージがあった場合には、有効期限は自動的に更新されます。

第7条（暗証番号の登録）

当社は会員から当社所定の方法で申し出のあった本プリペイドの暗証番号を所定の方法により登録します。但し会員から申出がない場合または当社が定める指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録することがあります。

第8条（利用加盟店）

1. 使用者は、当社及び当社が加盟または提携する組織（以下「ブランド」という）のうち本プリペイドに決済機能が搭載されたブランドと提携した銀行・クレジットカード会社の加盟店（以下「加盟店」という）において本プリペイドを利用することができます。但し、会員及び使用者は、加盟店におけるカードの利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上傳票等の偽造・変造等の危険について十分注意するものとします。なお、加盟店にてカードショッピングの取引を行う目的は、会員の社用の事業費決済のみとします。但し、本プリペイドが事業費決済以外の目的で利

用された場合であっても、会員は当該利用について責任を負うものとします。

2. 前項にかかわらず、会費や接続料等反復継続的に料金が発生する加盟店、高速道路や一部のホテル等、一部利用できない加盟店が存在することを、会員は予め承諾するものとします。

第9条（本プリペイドの利用）

1. 使用者は、加盟店での商品等の購入または提供を受ける際に、本プリペイドの利用可能残高の範囲内で代金の支払いに利用することができます。
2. 使用者は加盟店において商品の購入その他取引を行うに際し、本プリペイドを提示して、所定の伝票等に本プリペイド裏面にあらかじめ記載した署名と同一の署名をすること等当社所定の方法により、本プリペイドを利用することができます。但し、当社が適当と認めた加盟店において利用する場合は、伝票等への署名等を省略することができます。
3. 本プリペイドの利用に際しては、原則として当社の承認を必要とし、この場合、使用者は利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により、当社が直接若しくは提携クレジットカード会社、海外クレジットカード会社を経由して加盟店若しくは会員、管理責任者または使用者自身に対し、本プリペイドの利用状況等に関し照会を行うことを予め承諾するものとします。
4. 使用者が本プリペイドを使用する場合には、当社所定の方法により、本プリペイドの利用可能残高から商品等の代金に相当する金額を差し引きます。
5. 使用者は、システムの不具合等により本プリペイドを利用できない場合がありうることを予め承諾するものとします。
6. 使用者が未成年の場合、本プリペイド利用時に親権者の同意を得るものとします。
7. 使用者は本プリペイドの利用に際し、年齢制限のある加盟店にて、使用者の年齢が基準に満たない場合は、本プリペイドを利用してはならないものとします。

第10条（超過額の立替払い）

1. 前条4項の商品等の代金に相当する金額と後日加盟店から当社に通知される商品等の代金に相当する金額に差異がある場合、当社は、後日通知される商品等の代金に相当する金額を正しいものとして取り扱うこととし、利用可能残高を加算または減算できるものとします。
2. 本プリペイドは、前項の事態、システムの通信状況その他の事由により、利用可能残高を超過して利用できる場合があります。会員及び使用者は、利用可能残高を超えない利用額を前払式支払手段による利用額として扱い、利用可能残高を超える額（以下「超過額」という）は当社が立替払いを行ったうえで会員に請求することがあることを予め承諾するものとします。
3. 会員は、当社が請求した超過額を当社指定の方法で当社に支払うことを予め承諾するものとします。

第11条（加盟店との紛議及び返金の取り扱い）

1. 会員及び使用者は、本プリペイドにより加盟店から購入しまたは提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他会員又は使用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、会員又は使用者と加盟店との間で解決するものとします。

2. 当社は会員又は使用者と加盟店との間に生じた問題について、責めを負わないものとします。
3. 本プリペイドの利用後、会員又は使用者と加盟店との間における本プリペイドの利用の原因となる商品等の購入または提供に係る取引の無効が判明し、または、当該取引の取消または解除が行われ、本プリペイドの利用可能残高に対する返金処理が行われた場合、返金処理等の対象となった金額（以下「返金対象額」という）は、当該取引が行われた日から最大60日が経過する日までに、当社所定の方法で、本プリペイドの利用可能残高に加算されます。なお、返金処理がされた利用可能残高の当社から会員に対する返金が行われたいものとします。
4. 返金対象額を利用可能残高へ加算した後の金額が、利用可能残高の上限額を超える場合、当該超える部分（以下「溢れ額」という）の利用可能残高への加算は、本プリペイドの利用等により、当社が利用可能残高を減算した後、利用可能残高の上限額の範囲内で、当社所定の方法により行います。会員は、溢れ額が直ちに利用可能残高に加算されないことについて、了承するものとします。溢れ額が生じた場合、当社は、その時点で本プリペイドの会員番号に関連して会員が当社に登録している電子メールアドレスに対し、溢れ額の発生及び当該額を通知します。
5. 会員が電子メールアドレスを登録していない場合、登録された電子メールアドレスを最新のものに変更していない場合、または会員のメールシステムが作動しない等の事由により、前項に定める通知が正しく到着しなかった場合であっても、当社は責めを負わないものとします。

第12条（海外利用代金の決済レート等）

1. 決済が外貨による場合における本プリペイドの利用代金（本プリペイド利用が日本国内である物を含む）は、外貨額を本プリペイドに搭載されたブランドの決済センターにおいて集中決済された時点での、当該提携組織の指定するレートに当社所定の海外取引関係事務処理手数料を加えたレートで円貨に換算します。
2. 日本国外の加盟店で本プリペイドを利用する場合、現在または将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等により、許可証、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外の加盟店での本プリペイドの利用の制限若しくは停止に応じていただくことがあります。

第13条（残高・利用履歴の表示）

1. 本プリペイドの利用可能残高は、専用 Web サイト等当社所定の方法で確認できるものとします。
2. 決済が外貨による場合は、商品等の代金に相当する金額に前条に定めるレートが加算された合計金額で表示されます。
3. 本プリペイドの利用履歴は専用 Web サイト等当社所定の方法で一定の範囲において確認することができます。なお、会員及び使用者は、本プリペイドの不正使用があった場合等において、当社が使用者の本プリペイドの利用状況を加盟店に開示することがあることを予め了承するものとします。
4. 本プリペイドの有効期限を経過した場合、本プリペイドの利用可能残高並びに利用履歴は確認できないものとします。
5. 当社は、本プリペイドの利用及び本プリペイドへの返金処理等による利用可能残高の減算・加

算については、加盟店が当社に提供する情報に基づき行い、当社が加盟店からの情報の正確性を完全に保証するものではなく、当社は一切の責任を負わないことを、会員は予め承諾するものとします。加盟店から当社に対する返金処理の情報提供の遅れにより、本プリペイドへの返金処理による利用可能残高の加算が遅れることがあることを会員は予め承諾するものとします。

第14条（残高の合算）

1. 会員は、当社所定の方法により、新しく購入する本プリペイドの利用可能残高に、当該本プリペイドと同一ログイン用IDに関連付けて既に保有している本プリペイド（以下「既存プリペイド」という）の利用可能残高を合算することができます。
2. 会員は、既存プリペイドを複数枚保有している場合、当社所定の方法により、既存プリペイドの中から会員が任意に指定する既存プリペイドに、それぞれの利用可能残高を合算することができます。
3. 前2項の手続きにより合算された利用可能残高の有効期限は、合算先の本プリペイドの有効期限が適用されます。

第15条（本プリペイドへのチャージ）

1. 管理責任者およびプリペイド担当者は、会員及び管理責任者について当社所定の方法による本人確認手続きを経ている場合は、当社所定の方法により、本プリペイドに繰り返しチャージをすることができます。ただし、チャージすることができる対象は、管理責任者又はプリペイド担当者が権限を有するプリペイド利用単位に属する本プリペイドに限るものとします。
2. 会員は、チャージに際し、当社所定の手数料を支払います。

第16条（付帯サービス）

1. 会員又は使用者は、当社または当社の提携会社が提供する付帯サービス及び特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員及び使用者が利用できる付帯サービス及びその内容については別途当社Webサイトでの表示その他当社所定の方法で表示します。
2. 会員又は使用者は、付帯サービス等の利用等に関する規約がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。
3. 当社又は当社の提携会社が必要と認めた場合には、当社又は当社の提携会社が付帯サービス及びその内容を変更することを予め承諾するものとします。
4. 会員又は使用者は、第19条に定める退会もしくは失効申出をした場合、または第20条に定める本プリペイドの利用が終了された場合、付帯サービス（退会前にまたは利用停止前に取得済の特典を含む）を利用する権利を喪失するものとします。

第17条（本プリペイド番号等の管理）

1. 会員、管理責任者、プリペイド担当者および使用者は、本プリペイドの会員番号、暗証番号、有効期限及びセキュリティコード、VISA 認証サービス（3Dセキュア）パスワード等、ならびにカード原板（以下「本プリペイド番号等」という）を、会員、管理責任者およびプリペイド担

当者は、上記に加え専用 Web サイトのログイン用 ID 及びパスワードを善良なる管理者の注意義務を以て管理・使用するものとし、本プリペイドカード番号等が使用されたことについての一切の責任を負うものとし、

2. カード原板の所有権は、当社に帰属するものとする。ただし、当社は、会員及び使用者が本規約の義務を履行している限り、所有権に基づく権利行使を行わないものとし、
3. 管理責任者又はプリペイド担当者は、購入した本プリペイドを専用 Web サイトに開設したログイン ID に紐付けするものとし、
4. 会員又は使用者は自署欄に署名がされている本プリペイドを他の使用者等第三者に譲渡できません。
5. 当社は、カード原板の磁気不良及び毀損等の場合には、会員が当社所定の届けを提出し当社が適当と認めた場合に限り、物理的なカードを再発行します。

第 18 条 (盗難等)

1. 本プリペイド番号等の盗難、偽造、紛失等その他の事由 (以下まとめて「盗難等」という) により本プリペイドが第三者に不正利用された場合、当該不正利用が第 3 項の通知後か否かにかかわらず、会員に損害が生じた場合であっても、当社は責任を負わないものとし、会員はその本プリペイドの利用代金についてすべての支払いの責を負うものとし、
2. 当社は、本プリペイド番号等の盗難等を理由に会員番号の再発行は行いません。会員は、第 14 条に定める既存プリペイドの利用可能残高への合算、ログイン用 ID またはパスワードの盗難等の場合はそれらの変更などを自らの責任において行うものとし、
3. 会員は、本プリペイド番号等が盗難等にあった場合、速やかにその旨を当社に通知するものとし、当社への通知は、改めて文書で届けていただく場合があります。

第 19 条 (退会・失効申出)

1. 会員が本規約に基づき購入した本プリペイドについて退会する場合は、所定の届出用紙により当社に届け出るものとし、この場合、本規約に基づき購入した全ての本プリペイドについて、当社が当社所定の方法で使用を不可とする措置をとり、会員は第 11 条に定める超過額のある場合は直ちに支払うものとし、また、退会の際は、会員の利用可能残高の払い戻しは行わず、他の本プリペイドの利用可能残高への合算はできないものとし、
2. 会員が本規約に基づき購入した本プリペイドの失効を希望する場合は、当該本プリペイドの管理責任者が所定の届出用紙により当社に届け出るものとし、この場合、当該本プリペイドについて、当社が当社所定の方法で使用を不可とする措置をとり、会員は第 11 条に定める超過額のある場合は直ちに支払うものとし、また、失効の際は、会員の利用可能残高の払い戻しは行わず、他の本プリペイドの利用可能残高への合算はできないものとし、

第 20 条 (利用の終了及びカード原板の破棄)

1. 会員又は使用者が本規約に定める規定に違反した場合または当社が不適当と判断した場合若しくは使用者が死亡した場合または当社が死亡の連絡を受けた場合 (当社が左記に準じると判断し

た場合を含む)には、当社は当該使用者に提供する本プリペイドカードに関するサービスのすべてを当該会員又は使用者に対して通知することなく、一方的に終了するものとします。なお、終了の際は、会員の本プリペイドの利用可能残高の払い戻しは行わず、他の本プリペイドの利用可能残高への合算はできないものとします。ただし、使用者の死亡による場合は、当社所定の期間に限り、他の本プリペイドの利用可能残高への合算ができるものとします。

2. 会員が届出た住所に、当社がカード原板を発送したにもかかわらず、カードが不着となり一定期間経過した場合、当社はカードを破棄することができるものとし、且つカード原板の再発行・交換・返金はしないものとします。

第21条 (本サービスの中断・停止等)

次のいずれかに該当する場合、当社は予告をして又はやむを得ない場合は予告なしに本プリペイドのサービスの全てあるいは一部の提供を中断・停止することができるものとします。

- (1) システムメンテナンス及び機能向上のための改修が必要と当社が判断した場合
- (2) コンピュータウイルス、不正アクセスまたはネットワークの障害等により、本プリペイドプログラムの提供が困難となった場合
- (3) 火災・停電等により、本サービスの提供が困難となった場合
- (4) 地震・洪水・戦争・暴動・労働争議等の不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
- (5) その他、やむを得ない事情により本プリペイドプログラムの提供が困難であると当社が判断した場合

第22条 (換金の原則禁止)

本プリペイドの利用可能残高及び第11条4項に定める溢れ額の換金はできません。ただし、当社が社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合により本プリペイドの取扱を全面的に廃止する旨、当社が決定した場合は、例外的に会員は当社に対して本プリペイドの利用可能残高及び溢れ額の返金を求めることができるものとし、当社は所定の方法により利用可能残高及び溢れ額を確認したうえで、当該利用可能残高及び溢れ額を返金するものとします。

第23条 (禁止事項)

会員及び使用者は、理由の如何にかかわらず、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社指定の方法以外の方法により本プリペイド・本プリペイド番号等を利用する行為
- (2) 法令または公序良俗に違反する行為
- (3) 営利目的で利用する行為
- (4) 本プリペイドの購入、本プリペイド・本プリペイド番号等の取得・利用にあたり、当社に対して虚偽の情報(管理責任者、住所、連絡先、氏名、電話番号、電子メールアドレス、法人名称・商号等)の登録をする行為
- (5) 当社または他の会員、ならびにその他の者の利益を害する行為
- (6) 本プリペイドを変造、偽造、複製、分解、解析等をする行為

- (7) 本プリペイドに係るシステムを損壊、解析または複製する行為
- (8) 営利・非営利を問わず、当社 Web サイト及び専用 Web サイト（以下「本サイト」という）の全部または一部の複製、頒布、貸与、譲渡、公衆送信、送信可能化、上映
- (9) 本サイトの変更、修正、編集、切除その他の改変
- (10) 会員自身や他人のホームページにおける本サイトの全部または一部の掲載、配布その他の使用
- (11) 当社または第三社の特許権、商標権、著作権、その他の財産的または人格的な権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為
- (12) 他人の暗証番号、ID、パスワード等を不正に使用する行為、及び自己の暗証番号、ID、パスワード等を他人に使用させる行為
- (13) 当社及び本サイトに係る権利者の名誉、人格または信用等を毀損する行為若しくは不利益を与える行為
- (14) 本サービスの運営を妨げる行為又は誹謗する行為、信用等を毀損する行為
- (15) 犯罪行為、または犯罪行為を誘発するあるいは犯罪行為に結びつくおそれのある行為
- (16) 他の利用者、その他第三者に損害を与える行為、誹謗・中傷する行為
- (17) 当社に損害を与えるあるいは与える恐れのある行為
- (18) その他当社が不相当と認める行為

第24条（損害賠償）

1. 会員、管理責任者、プリペイド担当者又は使用者が、本規約に違反し当社に損害を与えた場合、会員は当社の損害を賠償するものとします。
2. 会員は、本プリペイド・本プリペイド番号等の利用に際し、本規約違反、権利侵害、他の利用者若しくは第三者に被害や損害を与えた場合、自己の責任と費用で損害を賠償し、紛争を解決するものとし、当社にいかなる迷惑、損害を与えないものとします。

第25条（通知）

1. 本プリペイド・本プリペイド番号の取得・利用及び本規約等に基づく会員宛の諸通知は、当社所定の方法によってログイン用 ID に関連付けて当社に登録されている電子メールアドレス宛に送信することによって行い、当該送信時に通知の効果が生じるものとします。なお、管理責任者又はプリペイド担当者は使用者に対し、当該通知を周知するものとします。
2. 会員が電子メールアドレスを登録しない場合、登録された電子メールアドレスを最新のものに変更しない場合、または会員のメールシステムが作動しない等の事由により、通知が到着しなかったとしても、当社が前項に基づき送信した電子メールが通常到着する時点で通知は有効になされたものとします。
3. 当社に対する通知は、別途指定される場合を除き、当社所定のメールアドレス宛に送信することによって行われるものとし、到着時に通知の効果が生じるものとします。

第26条（届出事項の変更）

1. 当社に届出た管理責任者、住所、連絡先、氏名、電話番号、電子メールアドレス、法人名称・

商号その他の項目（以下総称して「届出事項」という）に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、当社所定の方法により変更事項を届出するものとします。

2. 前項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容にかかる前項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
3. 第1項の届出がない為に、当社からの通知または送付書類その他の物が延着または、不着となった場合には、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなします。但し、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情がある時を除きます。

第27条（規約の告知・変更）

1. 当社は会員又は使用者の承諾を得ることなく、専用 Web サイトにおいて変更後の規約または変更内容を当社所定の期間掲示すること、または当社が適当と判断する方法で変更後の規約または変更内容を会員に通知することにより本規約を変更できるものとします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。
2. 会員および使用者は、本規約の変更後相当期間の経過、または本プリペイドを利用した時点で変更内容を承諾したものとします。

第28条（業務委託）

会員又は使用者は、当社が必要と認めた場合、本プリペイドプログラム運営の全部または一部を当社の提携会社に委託することを、予め承諾するものとします。

第29条（合意裁判所）

会員、使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地及び当社の本社・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第30条（準拠法）

本規約の成立・効力・履行及び解釈に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第31条（相談窓口）

本プリペイドの発行及び利用に関する相談は、下記にご連絡ください。

<発行元>

三井住友カード株式会社

〒541-8537 大阪府大阪市中央区今橋 4-5-15

三井住友ビジネスプリペイドデスク

(東京) 03-6627-4457

(大阪) 06-7636-9138

http://vpass.jp/h_prepaid/

(2023年3月改定)

個人情報の取扱いに関する同意条項（三井住友プリペイド法人会員専用）

＜本同意条項は三井住友プリペイド法人会員規約（以下「本規約」という）の一部を構成します。本同意条項への同意は、本プリペイドと関連付けるログイン用 ID（本規約第 5 条第 2 項及び第 5 項に定める専用 Web サイトへのログイン用 ID をいう）と関連付けられる全ての本プリペイド（当該同意時点で関連付けられている本プリペイド及びその後に関連付けられる本プリペイドを含む）についての同意となります。なお、本規約と三井住友プリペイド Web サービス利用特約（法人会員専用）を総称して本同意条項において単に「本規約等」といいます。＞

第 1 条（個人情報の収集・保有・利用等）

1. 使用者、使用者の予定者、管理責任者、管理責任者の予定者、プリペイド担当者、プリペイド担当者
の予定者、会員の代表者、及び入会申込者の代表者（以下総称して「使用者等」という）は、本
規約等を含む当社との取引の判断及び管理並びに付帯サービスの提供のため、下記①から⑧の情報
（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集（映像、その他
の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。なお、管理に
は、本プリペイドの利用確認、使用者等への本プリペイドご利用代金等のご案内（残高超過利用時
の請求を含みます）をすること、及び、法令に基づき市区町村の要求に従って使用者等の個人情報
【法人の個人情報という表現に違和感があるため削除しました⇒コーポレートカードの規約等でも、
法人の情報については同意取得はしていないのでそれを踏襲しました。】（入会申込書の写し・残高
通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子
化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のた
めに利用すること、を含むものとします。
 - ① 申込み時若しくは入会後に使用者等が申込書等に記入し若しくは使用者等が提出する書類等に記
載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、
法人名称・称号、取引を行う目的、在留資格に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」と
いう）、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在及び過去の有効性（通話可能か
否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査の履歴で、
調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）及びお電話等でのお問い合わせ等により
当社が知り得た氏名等の情報
 - ② 使用者等のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、ID その他の識別情報
等のご利用状況及び契約内容に関する情報
 - ③ 使用者等のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく情報
 - ④ 来店、お電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た情報（映像・通話内容を含む）
 - ⑤ 当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項
 - ⑥ 官報や電話帳等の公開情報
 - ⑦ 使用者等のインターネット（アプリ、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買
履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情
報（IP アドレス等）等

- ⑧ 本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報（第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む）

2. 使用者等は、当社が下記の目的のために前項の①②③④⑦⑧の個人情報を利用することを同意します。

- ① 当社のプリペイドカード事業及びクレジットカード関連事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業、その他当社が取扱う商品、サービスを含む。以下同じ）における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
 - ② 当社のプリペイドカード事業及びクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発
 - ③ 当社のプリペイドカード事業及びクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
 - ④ 当社が認めるプリペイドカード及びクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール等その他の通信手段を用いた送信
- ※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。

3. 使用者等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合及びそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に使用者等の個人情報を提供することに同意します。

第2条（個人情報の預託）

使用者等は、当社が当社の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む）する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

第3条（利用の中止の申出）

使用者等は、第1条第2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、いつでも当社に対しその中止を申出することができます。但し、本プリペイド又はプリペイド利用通知メールに含まれるご案内等の送付を除きます。お申出は、第8条第1項記載の窓口にご連絡ください。なお、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当社がサービス提供をお断りすることはありません。

第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 使用者等は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、使用者等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。

当社に開示を求める場合には、第8条第2項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。

2. 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、使用者は、当該情報の訂正又は削除の請求ができます。

第5条（チャージ機能を認めない場合）

チャージ機能の利用を認めない場合であっても、使用者等が当該機能の申込をした事実は、第1条第1項に定める目的に基づき、チャージ機能を認めない理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第6条（利用停止後の場合）

本規約第20条に定める利用停止後も、第1条第1項に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第7条（規約等に不同意の場合）

当社は、使用者等が必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部又は一部を承認できない場合、本規約第20条に定める手続きや専用 Web サイトの閉鎖等の手続きをとることがあります。

第8条（個人情報に関するお問い合わせ）

1. 第3条に定める中止のお申出は、三井住友プリペイド専用 Web サイトにてご登録いただけます。
<URL>http://vpass.jp/h_prepaid/
2. 個人情報の開示・訂正・削除等の使用者等の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社
お客さま相談室までお願いします。
<お客さま相談室（責任者：お客さま相談室長）>

〒135-0061 東京都江東区豊洲 2-2-31 SMBC 豊洲ビル 電話番号 03-6636-8266

なお、開示請求等手続きの責任者は、お客さま相談室長になります。

第9条（同意条項の位置付け及び変更）

1. 本同意条項は三井住友プリペイド法人会員規約の一部を構成します。
2. 本同意条項は当社所定の手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

個人情報の共同利用について

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、次の①に規定する暴力団員等若しくは①の各号のいずれかに該当し、②の各号のいずれかに該当する行為をし、又は①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本プリペイド取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は上記行為が判明しあるいは虚偽の申告が判明し、会員資格が取り消された場合には、当然に貴社に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、いっさい私の責任といたします。

①貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の(1)から(2)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(1)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(2)暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

②自ら又は第三者を利用して、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為 (5)その他前記(1)から(4)に準ずる行為

(2023年3月改定)

三井住友プリペイド Web サービス利用特約(三井住友プリペイド法人会員専用)

第1条 (目的)

1. 本利用特約（以下「本特約」という）は、三井住友カード株式会社（以下「当社」という）が、三井住友プリペイド法人会員規約に基づき発行する電子マネー型プリペイドカード（以下「本プリペイド」という）の専用 Web サイト（以下「専用 Web サイト」という）において提供するサービス（以下「本サービス」という）の利用について定めるものです。
2. 本特約で用いる用語は、別途定義しない限り、前項の規約で定義した用語と同じ意味を有するものとします。

第2条 (申込)

管理責任者は、当社所定の方法により専用 Web サイト開設の手続きを申し込むことで、当社が専用 Web サイトにおいて提供するサービスを利用することができます。

第3条 (提供するサービス)

1. 管理責任者は専用 Web サイトにおいて設定されたログイン用 ID 及びパスワードでログインすることにより、本プリペイドの会員番号、有効期限及びセキュリティコード等の確認、利用可能残高、利用履歴の確認等、仮発行番号によるチャージの完了、暗証番号の登録（カード発行型、IC搭載カード発行型及び携帯機器型に限る）等、当社所定のサービスを利用することができます。
2. 当社は本サービスの内容を予告なく変更できるものとします。その結果、会員に不利益が生じた場合でも、当社は補償その他の義務を負わないものとします。

第4条 (ID・パスワード等の管理)

1. 会員は、管理責任者に対して当社より発行されまたは認証された ID、パスワード、その他その性質上本サービスの利用にあたって当社より秘密性を有する情報として提供されたものとして認められるもの全て（以下「ID 等」という）に関して、管理責任者以外の第三者に対して譲渡、売買、担保提供、名義変更、あるいは利用させてはならないものとします。
2. 管理責任者は、善良なる管理者の注意を以て、ID 等を他人に知られないよう十分に注意を払う他、ID 等の使用及び管理に関して一切の責任を持ち、ID 等の利用に関してなされた会員の全ての行為に関して一切の責任を負うものとします。
3. 管理責任者は、電子メールアドレス等、当社に対して申請した登録内容に変更があった場合、または自己の ID 等が第三者に無断使用されていること、またはそのおそれがあることが判明した場合、直ちに当社所定の届出を行うものとします。
4. 管理責任者は、ID 及びパスワードを専用 Web サイト上の画面より、当社の定める方法で変更できるものとします。
5. 本条第 1 項の規定に関わらず管理責任者に対して当社から発行され、又は認証された ID 及びパスワードをプリペイド担当者に関しその権限を委任することで利用させることができるものとします。

6. 管理責任者自身の変更は当社へ届けることで所定の手続きにより変更できるものとします。

第5条（利用準備）

インターネットを利用するにあたり、会員は、自己の責任と費用において必要なコンピュータ端末、通信機器、通信回線、その他の設備を保持し管理するものとします。

第6条（本特約の告知・変更）

1. 当社は会員の承諾を得ることなく、専用 Web サイトにおいて変更後の特約または変更内容を当社所定の期間掲示すること、または当社が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本特約を変更できるものとします。
2. 会員は、本特約の変更後相当期間の経過、または本サービスを利用した時点で、変更内容を承諾したものとします。

第7条（免責）

1. 本サービスにおけるシステムの運用等には万全を期していますが、万一本サービスが一時的に中断・中止された場合または情報内容に誤りがあった場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 会員のプロバイダーもしくはメールサーバーの障害またはメールボックスの容量不足等により、本サービスにおける当社からの情報の遅延・不達が発生した場合、それらによって生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. システムメンテナンス等及びその他不可抗力により本サービスが利用できない場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第8条（退会）

1. 管理責任者は、当社所定の手続きを行うことにより、本サービスを退会することができます。
2. 退会手続きを以て、本サービスの全ての機能はご利用いただけなくなります。
3. 当社は、本サービスの退会時の理由の如何にかかわらず、会員の本プリペイドの利用可能残高の払い戻しは行わないものとします。

(2018年11月制定)

【別紙】 会員規約に定める所定の項目に関するご案内

各項目の詳細については専用Webサイトにてご確認になれます。

■ ビジネスプリペイド

No.	項目	内容
1	購入方法	弊社ホームページより資料請求をお願いします。ご担当者あてに申込書を送付させていただきます。 お手元に到着次第、お手数ですが必要項目をご記入のうえ、ご返送ください。
2	利用可能残高の上限額	1枚あたり1,000,000円
3	購入額	0円
4	発行手数料	1枚あたり204円（税込）となります。
5	発送手数料	1届け先あたり500枚まで866円（税込）となります。
6	カードのご利用方法	専用Webサイトにてご確認になれます。
7	1回あたりの利用上限	1,000,000円
8	有効期限	5年となります。 各カードの有効期限は、専用Webサイトにログイン後またはカード券面でご確認になれます。
9	更新	有効期限の1年前から有効期限到来月の前月25日までの期間に当該カードのショッピングまたは当該カードへのチャージがあれば自動的に更新されます。
10	利用可能残高超過利用時の支払方法	当該カードへチャージすることでお支払いになれます。
11	海外利用代金の決済レート	3.05%
12	利用可能残高確認方法	専用サイトにログイン、または残高照会専用Webサイトにてご確認になれます。
13	利用履歴確認方法	専用サイトにログイン、または残高照会専用Webサイトにてご確認になれます。
14	利用可能残高超過額（溢れ額）通知方法	専用サイトにご登録のメールアドレス宛に通知します。

(2023年3月改定)